

故實叢書『冠帽圖會』・『禮服着用圖』

文化学園大学准教授(史学・博物館学担当) 田中 直人

『故實叢書』は我が国に伝わる儀式書、故実書の類を網羅的に集めたものであり、有職故実研究の基本書である。「有職故実」とは近世に成立した言葉で「公家及び武家の儀式行事を進める上での法式」を指す。「有職(識)」は古くは歴史や文学、法規、礼儀に通じた博識な人を指して使われたが、後に意味が限定されて朝廷の儀礼に通暁した者を示すようになり、やがて儀礼法式そのものをいうようになった。また「故実」も、元は古の事実、つまり古例全般のことであったものが、後に有職と同じく行事作法それ自体をいうようになった。本書に収載される対象は以下のようなものである。①朝廷内の組織(官職、位階)、②建築物(宮殿、殿舎)、③調度品(生活道具)、④服飾品(儀礼服、武装)、⑤饗饌物(儀式時の飲食物)、⑥交通用具(車輿)、⑦年中行事(歳事)、⑧典礼(生誕から死亡までの儀式)、⑨娯楽技芸(室内外の遊び)、⑩書札礼節(儀式に関する古文書)。諸物を詳細に検討し、儀礼の有りようを正しく再現する試みが、平安の昔から長きにわたり行われてきたのである。

『故實叢書』は、初めて編纂がなされた明治32(1899)年以降、3度にもわたる増補及び改訂の機会を得ており、その度に大幅な拡充が図られた歴史を持つ。『冠帽圖會』『禮服着用圖』の2冊を含む初版本は明治後期に完成したが、これは古典学者で『古事類苑』編集にも携わった今泉定介きみずけが編者を務めた。内容は江戸時代の公武双方の故実研究が主であったが、後に続く増補版の充実ぶりを見れば、その収載対象は限定的なものであったと評価されよう。その初版発行から30年を経た昭和3(1928)年、「大正の大震災は不幸にも本書をして繪版の厄難

に遭遇せしめ、斯學研究者をして容易に得難からしむる」との痛恨事を受け、「舊版を訂正し、更に有用希観の書を増補」する(同書巻頭言「増補故實叢書刊行に就て」)として『増補故實叢書』が刊行されることとなる。同版は国学、歴史学研究の第一人者であった関根正直せきね まさなほ、和田英松、田邊勝哉を新たに監修者として迎え、平安以降の朝廷儀式の様子を記した「内裏儀式」「儀式」「北山抄」「西宮記」「江家次第」などを加えることとなった。平安貴族の記した膨大な古記録を収めた本書は、有職故実研究における欠くべからざる基礎資料としての評価を一層確固たるものとしたといえる。

昭和27(1952)年には「新訂増補故實叢書」が、河鱸實英かわはたさねひで、鈴木敬三を中心に編まれ、明治凶書より順次刊行されることとなる。河鱸の言によれば、旧版は江戸時代に出来た誤りの多い凶版に拠った部分があり、同版において「全く誤れる部分を省き正確なる資料を加えて面目を一新」している(河鱸實英『有職故実』塙書房、1960年)という。近代以降の様々な研究成果を取り込んだ「装束凶譜」「職文凶譜しやく」「舞楽凶説」を加えた同版は、戦中期までの袴袴を離れた国史研究の飛躍的發展に大きく寄与した。1990年代には、更なる増補をなした『改訂増補故實叢書』が出版された。同版は風俗研究が進展しテーマが多岐にわたる中、本来の儀礼研究とは離れた、服飾、建築、調度などの、事物それ自体の研究にも利用された。また凶版の鮮やかさや見やすさから、学究者のみならず古制に関心を持つ多くの人々にも広く認知され、本学図書館を含む多くの研究・教育機関の一般書棚に配架されている。

『故實叢書』については以上とし、ここからは当該

書2冊について触れておきたい。まず「冠帽圖會」である。本書では天皇の冕冠、女帝の寶冠に始まり、諸王諸臣の禮冠、武禮冠、烏帽子など、公家服飾の中に位置づく様々な冠帽が示される。とりわけ冒頭の冕冠(図1)は古代中国の皇帝が主要祭事に着けたもので、頭頂に平直な板を載せその縁から玉を連ねた旒を垂下させる。衣服令を見る限り礼服の規定があるのは皇太子以下だが、日本律令は天皇に直接関わる規定を載せないため、これを天皇礼服不在の根拠とすることは出来ない。むしろ「続日本紀」天平四年正月朔条「御大極殿受朝。天皇始服冕服(大極殿に御しまして朝を受けたまう。天皇はじめて冕服を服す)」を捉えて、天皇の冕冠礼服着用の初例とする説が有力である。「冠帽圖會」に載せられた冕冠は、奈良時代を大きく下る時期に描かれたものであり、これをそのまま聖武帝着用の冠と見ることは避けねばならない。しかし、幕末まで用いられた天皇礼服は古制をよく残していたとの指摘があることから、両者の間に幾らかの共通要素を推測するのは許されよう。同冊に描かれる冕冠は、古代の最高礼装の壮麗な姿の一端を窺わせる貴重な資料といえるのである。

また「禮服着用圖」に描かれる諸々の礼服も、既に上で述べたように、始まりを辿れば律令国家へと行きつく。衣服令は律令官人に対し三種の服(礼服・朝服・制服)の着用を定めたが、最上に位置づけられる礼服は大嘗祭や元日朝賀など重要儀式に着された。

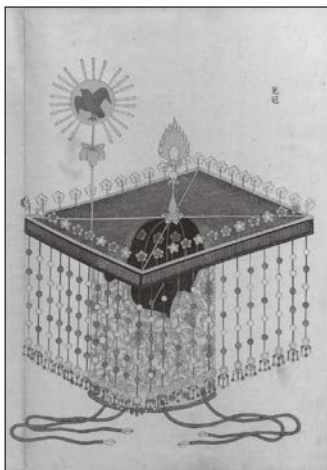


図1 「冠帽圖會」
「冕冠」



図2 「禮服着用圖」
「大將代」

衣服令諸臣条を見ると礼服には当該位色の衣の他に白袴、條帯、牙笏、櫛、櫛、烏皮烏が挙げられているが、図版中に描かれる官人の着装物にはこれら令の規定が示すところに通じるものが少なからず確認される。とくに同冊最初に載せる「典儀」の画面には注記が付され、その中には「玉佩」「短綬」の文言が見えるが、これは衣服令親王条「佩、綬玉珮(綬、玉珮を珮びよ)に通じるものである。両資料の関連性を確認させるとともに、奈良時代の「綬」と「玉珮」の様子を知る手掛かりといえよう。

動きやすさを意識した武官礼服は、衣服令武官礼服条に定める「褌襦」が特徴的である。令の注釈書である「令義解」はこれを「一片当背、一片当胸、故曰褌襦也」としているが、この姿が「大將代」の図版に見えている(図2)。褌襦は、本来金属製の前掛けであったものが儀礼服とするにおよび布に置き換えられたと理解されているが、その様子が同図版からもはっきりと見てとることができる。

以上「故實叢書」の概要と、収載される「冠帽圖會」「禮服着用圖」2冊に関する基本事項の確認を、律令国家の礼服との関わりから記してきた。有職故実研究のほか、我が国の歴史的服飾、建築、生活用具の研究など、様々な視点から活用できる「故實叢書」を積極的に参照して頂ければと思う。

*河野實英「有職故実」講書房 1960 (210.09/K)

*江原篤「有職故実(日本の美と教養)」河原書房 1965 (210.09/E)